

令和元年度
第6回高松市農業委員会定例総会
議 事 録

令和元年9月10日開会

高松市農業委員会

令和元年度第6回高松市農業委員会定例総会議事録

開催日時 令和元年9月10日（火）午後2時開会

開催場所 高松市役所第32会議室

出席委員 19人

- 2番 真鍋 俊二
- 4番 佃 俊子
- 6番 太田 政美
- 7番 高砂 清一（会長職務代理者第2）
- 8番 横井 豊
- 9番 森口 憲司
- 10番 三好 義光
- 11番 赤松 貞廣
- 12番 谷口 勝幸
- 13番 橋本 修
- 14番 佃 光廣
- 15番 富本 正樹
- 16番 妹尾 嘉起
- 17番 花澤 均
- 18番 原田 和幸
- 19番 兔子尾紀夫（会長職務代理者第1）
- 20番 森 吉朝
- 21番 宮武 正明
- 24番 古川 浩平

欠席委員 5人

- 1番 三笠 輝彦（会長）
- 3番 佐竹 博巳
- 5番 上砂 正義
- 22番 橋田 行子
- 23番 神内 茂樹

農業委員会事務局出席者

- 事務局 長
- 兼農政課長 川西 好春
- 農政課長補佐 西谷 茂浩
- 農地係長 多田 利浩
- 農政管理係長 浮田 政宏
- 主 査 田山 元太
- 主 査 藤澤 英宣
- 主任技師 河合 良治

議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 議案第1号 ア 農地法第18条第6項の規定による通知について
イ 使用貸借に係る農地返還通知について（報告）

議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について
（特別議案）

議案第3号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について
（一般議案）

議案第4号 農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請
について

議案第5号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について
（特別議案）

議案第6号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について
（一般議案）

議案第7号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について

議案第8号 非農地証明願について

議案第9号 相続税の納税猶予に関する適格者証明願について

報 告 農地法第4条第1項、第5条第1項関係許可状況について

議長(高砂会長職務代理者) ただ今から令和元年度第6回高松市農業委員会定例総会を開会いたします。

現在の出席委員は24人中18人で、定例総会は成立しております。

なお、三笠会長、佐竹委員、上砂委員、橋田委員、神内委員から欠席の連絡を受けております。

また、佃俊子委員からは少し遅れるとの連絡を受けております。

日程第1 議事録署名委員の指名であります、私から指名することに御異議有りませんか。

(「異議無し」と呼ぶ者有り)

議長 御異議が有りませんので、議事録署名委員は、10番三好義光委員、11番赤松貞廣委員の御兩名を指名いたします。

次に、日程第2 議事に入ります。

まず、議案第1号 ア 農地法第18条第6項の規定による通知について、イ 使用貸借に係る農地返還通知についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

田山主査 議案第1号 ア 農地法第18条第6項の規定による通知について御説明申しあげます。

議案書1ページをお開きください。

1番は、県道用地に収用されるため基盤強化促進法による賃貸借契約を合意解約したもので、離作補償は有りません。

2番は、賃借人が労力不足のため基盤強化促進法による賃貸借契約を合意解約したもので、離作補償はありません。

3番は、貸付先を変更するため基盤強化促進法による賃貸借契約を合意解約したもので、離作補償は有りません。

4番から9番までも、貸付先を変更するため香川県農地機構を介した基盤強化促進法による賃貸借契約を合意解約したもので、離作補償は有りません。

10番も、貸付先を変更するため基盤強化促進法による賃貸借契約を合意解約したもので、離作補償は有りません。

次に、イ 使用貸借に係る農地返還通知について御説明申しあげます。

議案書2ページをお開きください。

1番は、第三者が転用するため返還を受けたものです。転用の内容については、農地法第5条第1項の規定による許可申請所有権10番のとおりです。

2番も、第三者が転用するため返還を受けたものです。転用の内容については、農地法第5条第1項の規定による許可申請所有権12番のとおりです。

3番は、借人が労力不足のため返還したものです。

4番は、第三者が転用するため返還を受けたものです。転用の内容については、農地法第5条第1項の規定による許可申請賃借権2番のとおりです。

5番は、貸人及び第三者が転用するため返還を受けたものです。転用の内容については、農地

法第4条第1項の規定による許可申請9番及び農地法第5条第1項の規定による許可申請所有権24・25番のとおりです。

6番は、第三者が転用するため返還を受けたものです。転用の内容については、農地法第5条第1項の規定による許可申請所有権25・26番のとおりです。

7番も、第三者が転用するため返還を受けたものです。転用の内容については、農地法第5条第1項の規定による許可申請所有権25番のとおりです。

8番も、第三者が転用するため返還を受けたものです。転用の内容については、農地法第5条第1項の規定による許可申請所有権25番のとおりです。

9番も、第三者が転用するため返還を受けたものです。転用の内容については、農地法第5条第1項の規定による許可申請所有権25・26番のとおりです。

10番は、貸人の事情により返還を受けたものです。

11番は、借人が労力不足のため返還したものです。

以上、議案第1号 ア 農地法第18条第6項の規定による通知について10件、イ 使用貸借に係る農地返還通知について11件、御審議いただきますよう、よろしくお願ひいたします。

議 長 ただ今の説明に対して御質問、御意見は有りませんか。——御発言が無いようでありますので、議案第1号は通知のとおり受理することに御異議有りませんか。

(「異議無し」と呼ぶ者有り)

議 長 御異議が無いようでありますので、議案第1号は通知のとおり受理することに決定いたしました。

次に、議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請の特別議案についてを議題といたします。

まず、現地調査の概要を調査委員の兔子尾委員より報告をお願いいたします。

兔子尾委員 現地調査委員の兔子尾です。

今回の特別現地調査委員は、三好委員、赤松委員と私の3名で本日午前中に現地調査を実施しました。

内容につきましては、現地調査委員を代表して三好委員から報告をお願いします。

三好委員 現地調査委員の三好です。

議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請の特別議案について説明申しあげます。

それでは、別紙の農地法第4条特別議案書を御覧ください。

1番の申請地は、高松市立東植田小学校北東500メートルに在り、発電出力250キロワット、パネル1枚の面積約1.68平方メートルを436枚、38基の太陽光発電設備用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、自宅から200メートルと近く設備の維持管理も容易であり、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、令和元年6月20日付けで再生可能エネルギー

発電設備の認定を受け、四国電力への系統連系にかかる契約も同年3月26日に締結されており、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者5名のうち、1名は未相続地で関係者の確認がとれないため同意が得られていませんが、万一、転用により、附近の土地等に被害が及ぶ場合は、転用事業者及び当事者間において誠意をもって解決する旨の確約書が提出され、被害防除措置も適切であると考えます。

現地調査の結果、特に問題は有りませんでした。

以上、議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請の特別議案1件であります。

許可の決定をいただき、香川県農業会議での意見聴取においても許可相当の決定を得た場合、許可書を交付する旨審議いただきますよう、よろしくお願い致します。

議 長 ただ今の説明に対して御質問、御意見は有りませんか。——御発言が無いようでありますので、議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請の特別議案については許可することに、また、香川県農業会議から許可相当の意見決定を得た後、許可書を交付することに御異議有りませんか。

(「異議無し」と呼ぶ者あり)

議 長 御異議が無いようでありますので、議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請の特別議案については許可することに決定いたしました。

なお、香川県農業会議から許可相当の意見決定を得た後、許可書を交付することにいたします。

次に、議案第3号 農地法第4条第1項の規定による許可申請の一般議案についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

河合主任技師 議案第3号 農地法第4条第1項の規定による許可申請の一般議案について御説明申しあげます。

議案書3ページをお開きください。

1番は、隣地との境界確定を行ったところ、駐車場の一部が隣接農地にはみ出していることが判明したため露天貸駐車場拡張用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第3種農地に区分され、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、平成20年ごろに造成済みですが、隣接に農地は無く、被害防除措置も適切であると考えます。併用雑種地が245平方メートル有ります。併せて無断転用の解消を図るものです。

2番は、露天駐車場用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第3種農地に区分され、申請者が所有する共同住宅の駐車場用地として転用申請するもので、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、平成7年ごろに造成済みですが、隣接に農地は無く、被害防除措置も

適切であると考えます。併用公衆用道路が128平方メートル有ります。併せて無断転用の解消を図るものです。

3番は、共同住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第3種農地に区分され、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地は申請者の農地のみで、被害防除措置も適切であると考えます。

4番は、道路・宅地拡張・露天駐車場用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第3種農地に区分され、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、申請地は平成15年ごろに造成済みですが、隣接に農地はなく、被害防除措置も適切であると考えます。併せて無断転用の解消を図るものです。

5番は、露天貸駐車場用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第3種農地に区分され、申請者が所有する共同住宅の駐車場用地として転用申請するもので、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地は申請者の農地のみで、被害防除措置も適切であると考えます。

6番は、農家住宅の宅地拡張用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、調査により母屋、農業用倉庫敷地の一部が農地であることが分かったもので、他の土地に代えて転用することができないことから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、申請地は平成12年ごろに造成済みですが、隣接農地は申請者の農地のみで、被害防除措置も適切であると考えます。併用宅地が541.07平方メートル有ります。併せて無断転用の解消を図るものです。

7番は、農家住宅の宅地拡張用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、住宅・納屋を建築する際、物干し場等を拡張したもので、他の土地に代えて転用することができないことから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、平成13年11月ごろに造成済みですが、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。併用宅地が539平方メートル有ります。併せて無断転用の解消を図るものです。農地法第5条第1項の規定による許可申請使用貸借5番に関連しています。

議案書4ページを御覧ください。

8番は、農家住宅の宅地拡張用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、母屋、車庫が境界を誤り建築されたこ

とが分かったもので、他の土地に代えて転用することができないことから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、申請地は昭和59年ごろに造成済みですが、隣接農地は申請者の農地のみで、被害防除措置も適切であると考えます。併用宅地が400平方メートル有ります。併せて無断転用の解消を図るものです。

9番も、農家住宅の宅地拡張用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、申請地は南側の土地を売却した残地部分で狭小かつ形状も悪いことから、農地に適さず進入路等として宅地拡張を行うもので、他の土地に代えて転用することができないことから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地は申請者の農地のみで、被害防除措置も適切であると考えます。併用宅地が835.85平方メートル有ります。使用貸借に係る農地返還通知5番に関連しています。

10番は、農家住宅、貸店舗敷地の拡張用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、過年度に父親が納屋用地として農地法第4条第1項の許可を得ていましたが、当該納屋を住宅に改築した際未申請のままになっていたものです。また、隣地の貸店舗の駐車場を増設する必要があり、申請地に貸店舗の拡張用地として同時申請するもので、他の土地に代えて転用することができないことから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、平成元年ごろに造成済みですが、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。併用宅地が275.22平方メートル有ります。併せて無断転用の解消を図るものです。

11番は、発電出力49.5キロワット、パネル1枚の面積約1.67平方メートルを420枚、8基の太陽光発電設備用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、申請者は労力不足により耕作が困難となり、将来の収入の多角化を図るため太陽光発電設備を計画したもので、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、平成30年6月8日付けで再生可能エネルギー発電設備の認定を受け、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。

12番は、露天貸駐車場用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第3種農地に区分され、申請者が所有する共同住宅の駐車場用地として転用申請するもので、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地は申請者の農地のみであり、被害防除措置も適切であると考えます。併用宅地が485.73平方メートル有

ります。

—— 佃俊子委員入室 ——

13番は、併用地も含む設備内容が発電出力200キロワット、パネル1枚の面積約1.63平方メートルを960枚、15基の太陽光発電設備拡張用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、申請地は平成30年6月に農地法第4条第1項の許可を受け太陽光発電を行っている転用地に隣接し、申請者は高齢により耕作が困難になり、将来の安定した収入を確保するため太陽光発電設備の拡張を計画したもので、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、令和元年7月1日付けで再生可能エネルギー発電事業計画の変更認定を受け、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。併用雑種地が2,232平方メートル有ります。

以上、議案第3号 農地法第4条第1項の規定による許可申請の一般議案について13件、御審議いただきますよう、よろしくお願いいたします。

議 長 ただ今の説明に対して御質問、御意見は有りませんか。——御発言が無いようでありますので、議案第3号 農地法第4条第1項の規定による許可申請の一般議案については許可することに御異議有りませんか。

(「異議無し」と呼ぶ者有り)

議 長 御異議が無いようでありますので、議案第3号 農地法第4条第1項の規定による許可申請の一般議案については許可することに決定いたしました。

次に、議案第4号 農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

藤澤主査 議案第4号 農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請について御説明申しあげます。

議案書5ページを御覧ください。

1番は、平成29年8月24日付けで2階建2棟の分譲住宅用地として許可を受けていましたが、近隣住民及び企業から従業員の託児所を開設して欲しい旨の要望があり、分譲保育所平屋建1棟として転用目的を変更するため許可後の事業計画変更申請をするものです。

2番は、平成28年9月16日付けで露天駐車場、車庫平屋建1棟として許可を受けていましたが、家財の保管場所に苦慮していることから、車庫に加えて隣接農地を区域拡張し物置平屋建1棟を建築することと、併せて工事完了日を平成28年12月31日から令和元年12月1日に延長するため許可後の事業計画変更申請をするものです。農地法第5条第1項の規定による許可申請所有権29番に関連しています。

以上、議案第4号 農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請について2件、御審議いただきますよう、よろしくお願いいたします。

議 長 ただ今の説明に対して御質問、御意見は有りませんか。——御発言が無いようであり

ますので、議案第4号 農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請については承認することに御異議有りませんか。

(「異議無し」と呼ぶ者有り)

議 長 御異議が無いようでありますので、議案第4号 農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請については承認することに決定いたしました。

次に、議案第5号 農地法第5条第1項の規定による許可申請の特別議案についてを議題といたします。

まず、現地調査の概要を調査委員の兔子尾委員より報告をお願いします。

兔子尾委員 現地調査委員の兔子尾です。

今回の農地法第5条第1項の規定による許可申請の特別議案のうち、所有権の3番、4番及び賃借権の1番は、香川県農業会議の常設審議委員会の現地確認調査を実施しています。

内容につきましては、農地法第4条特別議案に引き続き三好委員から報告をお願いします。

三好委員 現地調査委員の三好です。

議案第5号 農地法第5条第1項の規定による許可申請の特別議案の所有権について説明申し上げます。

別紙の農地法第5条特別議案書を御覧ください。

1番の申請地は、高松市一宮出張所北350メートルに在り、分譲住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、県道川東・高松線沿いで、国道193号線に400メートルと近く交通の利便性が良く、周辺は分譲住宅等により宅地化が進み住環境の良い地域であり、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者の同意も得ており、被害防除措置も適切であると考えます。併用宅地が500.96平方メートルあります。使用貸借に係る農地返還通知2番に関連しています。

現地調査の結果、特に問題は有りませんでした。

2番の申請地は、高松市立協和中学校北西700メートルに在り、宅地分譲用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第3種農地に区分され、ことでん長尾線元山駅に300メートル及び主要地方道高松・長尾・大内線に200メートルほどと近く交通の利便性が良く、周辺は分譲住宅等により宅地化が進み住環境の良い地域であることから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者の同意も得ており、被害防除措置も適切であると考えます。併用雑種地が252平方メートルあります。

現地調査の結果、特に問題は有りませんでした。

私の説明はここまでとし、3番からは赤松委員が説明します。

赤松委員 現地調査委員の赤松です。3番からは私が説明します。

3番の申請地は、高松市三谷出張所西100メートルに在り、分譲住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、主要地方道三木・国分寺線及び中徳・三谷・高松線に400メートル以内と近く交通の利便性が良く、保育所、小学校も徒歩圏内に在り、周辺は分譲住宅等により宅地化が進み住環境の良い地域で、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者の同意も得ており、被害防除措置も適切であると考えます。併用宅地が538.65平方メートルあります。

現地調査の結果、特に問題は有りませんでした。

4番の申請地は、高松市立檀紙小学校北東900メートルに在り、分譲住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、国道11号線及び県道檀紙・鶴市線に200メートルと近く交通の利便性が良く、周辺は分譲住宅・共同住宅等により宅地化が進み住環境の良い地域であり、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者の同意も得ており、被害防除措置も適切であると考えます。併用公衆用道路等が122.95平方メートルあります。使用貸借に係る農地返還通知5番から9番までに関連しています。

現地調査の結果、特に問題は有りませんでした。

2ページをお開きください。賃借権について説明します。

1番の申請地は、JA香川県中央地区営農センター北西200メートルに在り、不動産業も営む転用者が、ホームセンター経営法人への貸店舗・駐車場用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、申請地は2021年春ごろ供用開始予定の県道太田上町・志度線を挟み、現ショッピングセンターの北側に在り、主要地方道高松・長尾・大内線にも面し交通の便も良く集客及び事業効率も良いことから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者の同意も得ており、駐車場地下に調整池を設置し排水対策をするなど、被害防除措置も適切であると考えます。用途廃止する農道・水路を含め併用宅地等が3,300.39平方メートルあります。使用貸借に係る農地返還通知4番に関連しています。

現地調査の結果、特に問題は有りませんでした。

以上、議案第5号 農地法第5条第1項の規定による許可申請の特別議案所有権4件、賃借権1件であります。

許可の決定をいただき、香川県農業会議での意見聴取においても許可相当の決定を得た場合、許可書を交付する旨審議いただきますよう、よろしく申し上げます。

議 長 ただ今の説明に対して御質問、御意見は有りませんか。——御発言が無いようでありますので、議案第5号 農地法第5条第1項の規定による許可申請の特別議案については許可することに、また、香川県農業会議から許可相当の意見決定を得た後、許可書を交付することに御異議有りませんか。

(「異議無し」と呼ぶ者あり)

議 長 御異議が無いようでありますので、議案第5号 農地法第5条第1項の規定による

許可申請の特別議案については許可することに決定いたしました。

なお、香川県農業会議から許可相当の意見決定を得た後、許可書を交付することにいたします。

次に、議案第6号 農地法第5条第1項の規定による許可申請の一般議案についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

藤澤主査 議案第6号 農地法第5条第1項の規定による許可申請の一般議案について、まず、所有権移転の案件について御説明申し上げます。

議案書6ページをお開きください。

1番は、仏壇・仏具店を営んでいる転用者が事業拡大のために新規に葬祭会館用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第3種農地に区分され、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。併用宅地が444.22平方メートルあります。

2番は、宅地分譲用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第3種農地に区分され、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地は所有者の農地のみで、被害防除措置も適切であると考えます。

3番も、宅地分譲用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第3種農地に区分され、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接に農地は無く、被害防除措置も適切であると考えます。

4番も、宅地分譲用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第3種農地に区分され、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。

5番は、宅地拡張用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第3種農地に区分され、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、平成30年2月に造成済みですが、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。併用宅地等が153.01平方メートルあります。併せ

て無断転用の解消を図るものです。

6番は、宅地分譲用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第3種農地に区分され、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接に農地は無く、被害防除措置も適切であると考えます。

7番は、分譲住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、周辺は分譲住宅・共同住宅で宅地化の進んだ住環境の良い地域であり、また、市道を挟んで用途地域にも隣接していることから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。

8番は、共同住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、周辺は分譲住宅・共同住宅で宅地化の進んだ住環境の良い地域であり、また、市道を挟んで用途地域にも隣接していることから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。

議案書7ページを御覧ください。

9番は、自宅敷地内で自家用車保管場所が手狭となったことから、露天駐車場用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、農道を挟んで自宅に隣接して転用するもので利用及び管理がし易いことから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。

10番は、分譲住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、周辺は分譲住宅等で宅地化の進んだ住環境の良い地域であり、西側で転用者が開発した住宅団地と接続して開発するもので事業効率が良く、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。使用貸借に係る農地返還通知1番に関連しています。

11番は、貸サービス付き高齢者向け住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、東側が県道川東・高松線に面し交通の利便性が良く、周辺は分譲住宅等で宅地化の進んだ住環境の良い地域であり、医療施設、介護施設も整備され、入居需要が十分見込まれることから、転用理由

と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接に農地は無く、被害防除措置も適切であると考えます。併用宅地が 701.84 平方メートル有ります。

13 番は、宅地分譲用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第 3 種農地に区分され、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。

14 番も、宅地分譲用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第 3 種農地に区分され、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接に農地は無く、被害防除措置も適切であると考えます。

15 番も、宅地分譲用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第 3 種農地に区分され、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接に農地は無く、被害防除措置も適切であると考えます。

議案書 8 ページをお開きください。

17 番は、自己住宅の宅地拡張用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第 3 種農地に区分され、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、昭和 61 年 7 月に造成済みですが、隣接に農地は無く、被害防除措置も適切であると考えます。併用宅地が 412.51 平方メートル有ります。併せて無断転用の解消を図るものです。

18 番は、不動産業を営む転用者が露天貸駐車場・資材置場用地として転用申請するものです。

立地基準については、第 2 種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、北側が 11 号線東バイパスに隣接し交通の利便性が良く利用及び管理がし易く、周辺には商業施設が多く整備され需要も十分見込まれることから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。

20 番は、分譲住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、第 2 種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、南側は市道に隣接し主要地方道三木・国分寺線へのアクセスも良く、周辺は分譲住宅や共同住宅で宅地化の進んだ閑静で住環境の良い地域で公共施設、商業施設も整備されていることから、転用理

由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。

21番は、レンタカー業を営む転用者が取扱う車両を増車し、事業規模を拡大するため露天車両置場用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、東側は県道川東・高松線に面し交通の利便性が良く、既存の店舗・駐車場に隣接し利用及び管理がし易いことから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。併用悪水路が21.57平方メートル有ります。

議案書9ページを御覧ください。

22番は、不動産業及び医療施設の維持、保守業務を営む転用者が隣接するクリニックへの露天貸駐車場用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、役員の親族が経営するクリニックに隣接し、県道三木・国分寺線へのアクセスも良く利用及び管理がし易いことから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。併用宅地が2,500.93平方メートル有ります。

23番は、不動産賃貸業を営む転用者が貸事務所用地として転用するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、北側は主要地方道三木・国分寺線に面し交通の利便性が良く利用及び管理がし易く、周辺は商業施設、工業施設が整備され十分需要が見込まれることから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。併用宅地が404.23平方メートル有ります。

24番は、分譲住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、南側は市道に面し国道11号線へのアクセスも良く、周辺は分譲住宅・共同住宅で宅地化の進んだ閑静で住環境の良い地域であり、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。使用貸借に係る農地返還通知5番に関連しています。

26番も、分譲住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、国道11号線へのアクセスも良く、周辺は分譲住宅や共同住宅で宅地化の進んだ閑静で住環境の良い地域であり、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。使用貸借に係る農地返還通知6・9番に関連しています。

議案書10ページをお開きください。

27番は、電気工事業を営む法人の役員が転用者となり、母所有の農地を譲り受けて自己住宅の建築と併せて会社の資材の保管及び従業員用の駐車場が手狭であることから、住宅兼貸事務所兼倉庫・露天駐車場用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、南側が主要地方道三木・国分寺線に面し交通の利便性が良く、役員の実家と隣接し法人の会社からも近く利用及び管理がし易いことから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。併用宅地が120.60平方メートルあります。

28番は、寺の参拝客用駐車場が狭く宗教行事を行う場合、多くの参拝者が集中し、その都度、近隣の駐車場を借り対応していますが、慢性的な駐車場不足を解消するため露天駐車場拡張用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、寺に隣接し既存駐車場を拡張するもので、他の土地に代えて転用することができないことから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。併用雑種地が495平方メートルあります。

29番は、現在所有している自家用車や家財の保管場所が手狭であることから、車庫・物置用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、既存宅地と農道を挟んで隣接して転用するもので、他の土地に代えて転用することができないことから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。農地法第5条許可後の事業計画変更申請2番に関連しています。

30番は、非農家の自己住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、北側及び西側が市道に面し県道高松・坂出線への交通の利便性が良く、周辺は静かで住環境の良い地域

であり、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。

31番は、分譲住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、国道11号線に近く交通の利便性が良く、周辺は分譲住宅等で宅地化が進み公共施設、商業施設も整備された住環境の良い地域であり、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。併用宅地等が307.96平方メートルあります。

32番も、分譲住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、南側が市道に面し県道檀紙・鶴市線へのアクセスも良く、周辺は商業施設も多く整備され分譲住宅や共同住宅で宅地化の進んだ住環境の良い地域であることから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。

33番は、土木建設業を営む法人の役員が転用者となり、近年の事業量増加により資材が増えたことに伴い会社敷地の資材置場が手狭となっていることから、新たな露天貸資材置場用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、北側及び南側が市道に面し県道西植田・高松線に近く交通の利便性が良く、また、現在所有している土地に隣接して一体利用することで事業計画に必要な面積を確保できることから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。農地法第5条の規定による許可申請使用貸借8番と関連しています。

なお、本来であれば、使用する法人が転用者となるべきところですが、法人の資金面等の関係から役員個人が取得し法人へ貸し付けるものです。

続きまして、賃借権による転用申請を御説明申しあげます。

議案書11ページを御覧ください。

1番は、古物商の許可を持ち、中古自動車販売業を開業する転用者が、露天車両展示場、広告塔用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第3種農地に区分され、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、平成10年12月に建築済ですが、隣接に農地は無く、被害防除措置も

適切であると考えます。併用宅地が402.83平方メートル有ります。併せて無断転用の解消を図るものです。

続きまして、使用貸借による転用申請を御説明申しあげます。

議案書12ページをお開きください。

1番は、借家住まいで子の成長に伴い住居が手狭となったことから、祖父所有の農地を借り受けて分家住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第3種農地に区分され、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、平成19年8月に一部造成済みですが、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。併せて無断転用の解消を図るものです。

なお、敷地面積が500平方メートルを超えておりますが、残る農地が耕作し難い狭小農地となるため過少残地扱いとするもので、問題はないと考えます。

2番も、借家住まいで子の成長に伴い住居が手狭となったことから、義父所有の農地を借り受けて分家住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第3種農地に区分され、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地は所有者の農地のみで、被害防除措置も適切であると考えます。

3番は、土木建築業を営む転用者が、事業量が増え本社敷地の車両置場が手狭となっていることから、役員所有の農地を借り受けて露天重機置場用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、東側及び南側が市道に面し大型車両の往来もでき交通の利便性が良く、また、本社からも近く利用及び管理がし易いことから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接に農地は無く、被害防除措置も適切であると考えます。併用山林が377平方メートル有ります。

4番は、現在、借家住まいで珠算教室を運営していますが、建物の老朽化に伴い移転が必要になったことから、義父の農地を借り受けて分家住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、西側が主要地方道塩江・屋島西線に面し交通の利便性が良く、実家にも近く親の面倒が見られることから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地は所有者の農地のみで、被害防除措置も適切であると考えます。

5番も、現在、借家住まいで子の成長に伴い住居が手狭となったことから、義父所有の農地を借り受けて分家住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、東側が市

道に面し県道千疋線及び円座・香南線へのアクセスも良く、実家にも隣接しており親の面倒が見られることから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。農地法第4条の規定による許可申請7番に関連しています。

6番も、現在、借家住まいで子の成長に伴い住居が手狭となったことから、父所有の農地を借り受けて分家住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、東側が市道に面し県道千疋・高松線へのアクセスも良く、実家にも隣接し農業の手伝いと親の面倒が見られることから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。

7番は、住宅に隣接する自家用駐車場が一部農地であることが判明し、父所有の農地を借り受けて分家住宅の宅地拡張用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、既存住宅の宅地拡張であり、他の土地に代えて転用することができないことから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、昭和52年4月に造成済みですが、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。併用宅地が236.46平方メートルあります。併せて無断転用の解消を図るものです。

8番は、土木建設業を営む転用者が近年の事業量増加により資材が増えたことに伴い会社敷地内の資材置場が手狭となっていることから、役員農地の農地を借り受けて新たな露天資材置場用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、北側及び南側が市道に面し県道西植田・高松線に近く交通の利便性が良く、また、役員が転用する土地に隣接して一体利用することで事業計画に必要な面積を確保できることから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、平成28年10月に造成済みですが、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。併用用悪水路が13.89平方メートルあります。併せて無断転用の解消を図るものです。農地法第5条の規定による許可申請所有権33番に関連しています。

以上、議案第6号 農地法第5条第1項の規定による許可申請の一般議案、所有権29件、賃借権1件、使用貸借8件、計38件について御審議いただきますよう、よろしくお願ひいたします。

議 長 ただ今の説明に対して御質問、御意見は有りませんか。——御発言が無いようでありますので、議案第6号 農地法第5条第1項の規定による許可申請の一般議案については許

可することに御異議有りませんか。

(「異議無し」と呼ぶ者有り)

議 長 御異議が無いようでありますので、議案第6号 農地法第5条第1項の規定による許可申請の一般議案については許可することに決定いたしました。

次に、議案第7号 農地法第3条第1項の規定による許可申請についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。

田山主査 議案第7号 農地法第3条第1項の規定による許可申請のうち、まず、所有権移転について御説明申しあげます。

議案書13ページをお開きください。

1番は、後継者である子へ部分贈与するもので、取得後は水稻を作付けするものです。

全部効率利用要件・農作業常時従事要件・下限面積要件・地域との調和要件は全て満たしています。

なお、2番以下の案件については、問題になると判断された審査基準等についてのみ御説明させていただきます。

2番は、経営規模の拡大を希望する譲受人へ譲り渡すもので、取得後は野菜を栽培するものです。

3番も、譲渡人が農業を廃止することから、経営規模の拡大を希望する譲受人へ譲り渡すもので、取得後はニンニク、オリーブを栽培するものです。

4番も、譲渡人が労力不足であることから、経営規模の拡大を希望する譲受人へ譲り渡すもので、取得後は水稻を作付けするものです。

5番は、譲渡人が労力不足であることから、転用で減少した農地面積の確保を希望する譲受人へ譲り渡すもので、取得後は水稻を作付けするものです。

6番は、譲渡人が農業を廃止することから、経営規模の拡大を希望する譲受人へ譲り渡すもので、取得後は果樹を栽培するものです。

7番も、譲渡人が高齢化による経営縮小をするため経営規模の拡大を希望する譲受人へ譲り渡すもので、取得後は柿、ミカン、オリーブを栽培するものです。

8番も、譲渡人が高齢化による経営縮小をするため経営規模の拡大を希望する譲受人へ譲り渡すもので、取得後は大根、白菜を栽培するものです。

議案書14ページをお開きください。

9番も、譲渡人が高齢化による経営縮小をするため経営規模の拡大を希望する譲受人へ譲り渡すもので、取得後は野菜を栽培するものです。

10番も、譲渡人が農業を廃止することから、経営規模の拡大を希望する譲受人へ譲り渡すもので、取得後は野菜・花を栽培するものです。

11番も、譲渡人が農業を廃止することから、経営規模の拡大を希望する譲受人へ譲り渡すもので、取得後は水稻を作付けするものです。

次に、農地法第3条第1項の規定による許可申請のうち、使用貸借について御説明申しあげま

す。

議案書15ページを御覧ください。

1番は、障害者及び高齢者の農業分野での活躍を通じて生きがい創出や介護予防、社会参画を促す取組で、農林水産省と厚生労働省が連携して推奨する農福連携整備事業を希望する借人が、10年間借り受けて野菜を栽培するものです。この案件は、受け手が社会福祉法人のため農地法第3条第2項ただし書の規定に該当し、審査基準のうち、全部効率利用要件・農作業常時従事要件、下限面積要件、農地所有適格法人要件の例外扱いとなるものですが、これら以外の許可要件は満たしております。

2番は、経営移譲年金受給のため後継者へ20年間の使用貸借による権利の再設定を行うもので、引き続き水稻、野菜を栽培するものです。

議案書16ページをお開きください。

3番は、経営規模の拡大を希望する借人が5年間借り受けて水稻を作付けするものです。

以上、議案第7号 農地法第3条第1項の規定による許可申請所有権移転11件、使用貸借3件、御審議いただきますよう、よろしくお願ひいたします。

議 長 ただ今の説明に対して御質問、御意見は有りませんか。——御発言が無いようでありますので、議案第7号 農地法第3条第1項の規定による許可申請については許可することに御異議有りませんか。

(「異議無し」と呼ぶ者有り)

議 長 御異議が無いようでありますので、議案第7号 農地法第3条第1項の規定による許可申請については許可することに決定いたしました。

次に、議案第8号 非農地証明願についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

河合主任技師 議案第8号 非農地証明願について御説明申しあげます。

議案書17ページを御覧ください。

1番及び2番は、平成3年ごろから耕作放棄されたもので、非農地証明事務処理要領「耕作不相当等のやむを得ない事情により、20年以上にわたり耕作放棄されたため自然潰廃し、農地としての復旧が著しく困難になった土地」に該当するものです。

次に、3番及び4番は、昭和40年ごろから、5番は、昭和59年ごろ、6番は、昭和47年ごろからそれぞれ農業用道路として利用しているもので、また、7番は、昭和45年ごろから農業用水路として利用しているもので、いずれも非農地証明事務処理要領「耕作の事業を行う者が、その農地を自らの耕作の事業に供する他の農地の保全又は利用の増進のために必要な農業用施設(農道、水路等)の用に供する場合」に該当するものです。

以上、議案第8号 非農地証明願について7件、御審議いただきますよう、よろしくお願ひいたします。

議 長 ただ今の説明に対して御質問、御意見は有りませんか。——御発言が無いようでありますので、議案第8号 非農地証明願については非農地相当として証明することに御異議有

りませんか。

(「異議無し」と呼ぶ者有り)

議 長 御異議が無いようでありますので、議案第8号 非農地証明願については非農地相当として証明することに決定いたしました。

次に、議案第9号 相続税の納税猶予に関する適格者証明願についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。

田山主査 議案第9号 相続税の納税猶予に関する適格者証明願について御説明申しあげます。議案書18ページをお開きください。

1番について現地調査した結果、農地として適正に耕作されていることを確認しました。また、相続人も適格要件を満たしています。

以上、議案第9号 相続税の納税猶予に関する適格者証明願について1件御審議いただきますよう、よろしく願いいたします。

議 長 ただ今の説明に対して御質問、御意見は有りませんか。——御発言が無いようでありますので、議案第9号 相続税の納税猶予に関する適格者証明願については証明することに御異議有りませんか。

(「異議無し」と呼ぶ者有り)

議 長 御異議が無いようでありますので、議案第9号 相続税の納税猶予に関する適格者証明願については証明することに決定いたしました。

次に、報告として、農地法第4条第1項、第5条第1項関係許可状況について事務局の報告を求めます。

多田農地係長 農地法第4条第1項、第5条第1項関係許可状況について御報告申しあげます。資料1を御覧ください。期間は令和元年8月7日から9月5日分までであります。

まず、許可件数ですが、7月以前の議決分といたしまして4条が2件、5条が16件、8月議決分といたしまして4条が16件、5条が35件、合計で4条が18件、5条が51件です。

許可保留件数につきましては、7月以前の議決分といたしまして4条が0件、5条が13件、8月議決分といたしまして4条が2件、5条が18件、合計で4条が2件、5条が31件です。

取下につきましては、ありませんでした。

次に、許可保留案件の内容について御説明申しあげます。

2ページを御覧ください。

4条関係で、8月議決分の11番・14番が開発許可未了により許可保留となっております。

3ページを御覧ください。

5条関係で、3月議決分の34番が直近事業造成工事未了により許可保留となっております。同じく、4月議決分の31番・39番が開発許可未了により許可保留となっております。

また、5月議決分の23番が開発許可未了により許可保留となっております。下段の表を御覧ください。

6月議決分の11番・17番が開発許可未了により許可保留となっております。

19番が、開発許可・直近事業造成工事未了により、また、21番、次のページの25番、賃借権及び使用貸借の各1番が開発許可未了により許可保留となっております。

次に5条関係で、7月議決分の、5番・20番が、開発許可未了により許可保留となっております。

5ページを御覧ください。

8月議決分の2番・3番、番号を飛んで、16番・17番が開発許可未了により、9番が道路工事承認未了により、一番下の18番が直近事業造成工事未了により許可保留となっております。

6ページを御覧ください。

19番及び番号を飛んで、27番が開発許可及び直近事業造成工事未了により、20番から22番まで、28番から30番までが開発許可未了により、34番が開発許可及び道路工事承認未了により許可保留となっております。

7ページを御覧ください。

中ほどの、5番の1・5番の2が一体利用するもので、開発許可未了により許可保留となっております。

最後に、使用貸借の7番が排水先の河川工事承認未了により許可保留となっております。

以上で今月の許可状況についての報告を終わります。

議 長 ただ今の説明に対して御質問、御意見は有りませんか。——御発言が無いようでありますので、以上で本日の議事は、全て終了いたしました。

これで令和元年度第6回高松市農業委員会定例総会を閉会いたします。

午後3時26分 閉会

会長職務代理者

議事録署名委員

委 員

委 員